



死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会

東京都荒川区南千住一丁目九一六一三〇一
<https://sobanokai.hanamizake.com>

No.337/2026/01/24

二〇一四年に袴田巖さんが五八年かけて無罪になつた時、無罪を勝ち取るまでの時間が長すぎる」と再審法改正の機運が高まりました。昨年六月、議員立会により衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」が提出され、まさに再審法改正に直結する内容が継続審議中だつたのに、通常国会冒頭の解散によつて自動的に廃案になつてしましました。

議会が次の国会開会を待たずに一月二〇日、法務省内で開かれ、「制度改正」に向けた試案を提出しました。その内容を見ると、再審法は改正どころが再審になりそうな状況です。

再審の裁判を請求するには被告人の無罪の可能性を示す新証拠は提出しなければなりません。しかし証拠は検察に握られ、請求してもまず開示されません。袴田さんも決め手となる証拠開示まで四〇年かかります。

そして新証拠を提出し、裁判所が再審を認めても、検察が不服申立てをすれば、再審はかなり長引いてしまいます。

日本では証拠的重要性よりも長期の身体拘束を含む拘留で追い詰め、自白に追い込む刑事司法が続いてきました。嘘でも強要した自白で起訴し、証拠やアリバイはきちんと精査されずにきたのです。そしてこれが冤罪の温床となつてきました。

大崎事件の原口アヤ子さん(九八歳)も未だ再審が開かれていません。一九六三年に発生した狭山事件の石川一雄さんは冤罪を晴らせぬまま昨年三月、八六歳で亡くなりました。

先进国の中で例外的に死刑が残り、人権が確立されていない国、日本の再審法を変えることがこの日本の刑事司法を変革する大切な一步になる

戦後、内務省、特高警察、軍部は解体されました。が、検察はその人脈が戦後まで残り、戦前体制を作り上げてきたその人達が戦後の検察のトップを歴任しました。そして法制審議会では再審法だけでなく、さまざま立法においても事務局案がほとんど変えられることなく国会に提出されました。再審法の改正に関しても国会で消極的な答弁を繰り返され続けてきました。

その法制審議会における固定的なメンバー構成の一端を担い続けてきたのが検察官です。法務省に出向する検察官はエリートであり、検察のトップへのステップであり、出世コースです。利害関係の当事者で第三者と言えない検察官が立法にも参画することは三権分立から言えばあり得ないことです。これでは民主的な司法は生まれません。この異常ともいえる検察の強さを変えない限り冤罪が消えることはありません。

袴田さんの無罪確定後に証拠本検事総長が袴田さんを犯人呼ぼわりしたことは裁判所、司法への潮流であり、司法のトップに立つ人間として許されることがあります。そしてこのことが日本の刑事司法の問題を端的に現しています。

昨年六三人もの元裁判官が法制審議会に「改悪以外の何のでもない」とする異例の声明を発表しました。